

企 発 第 73 号
平成 18 年 7 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び
「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

6月6日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

開示対象範囲について

開示対象となる関連当事者との取引の範囲において、会計基準第6項、第25項で連結子会社と関連当事者の取引が該当するとされているが、証券取引法関係規則の範囲とも異なり、且つ連結子会社と関連当事者の取引を網羅的に把握することは実務上困難な場合も考えられるため、財務諸表作成会社と関連当事者との間の取引及び財務諸表作成会社と連結子会社との間の取引にとどめることもできるよう、選択適用可能としていただきたい。（即ち、「本公開草案の概要」の「開示すべき範囲」（注）ア．においては（3）及び（4）とされていますが、証券取引法関係規則にあわせて（3）のみとすることもできるよう、選択可能としていただきたい。）

関連当事者の定義について

会計基準（案）第5項(3) 及び第20項における「重要な子会社の役員及びその近親者」との取引を開示するに当たっての、「重要な子会社」の具体的な判定基準を定めて頂きたい。判定基準がないと、各企業毎で判断基準がまちまちになり公平性を欠く恐れがあるほか、現場の作業負担が増加する恐れがあると思われます。

また、第20項では「強い影響力を持つ者」という表現があるが、どの程度を「強い影響力」と捉えるのか、該当する役員の有無を誰が判断するのか等、具体的な判定方法が必要ではないか。

会計基準第5項(3)及び第22項に従業員のための企業年金(会社とは明らかに独立して運営されるものを除く)とありますが、所謂「退職給付信託」は本基準で関連当事者として想定されているものかどうか明らかにしていただきたい。

開示方法について

会計基準第9項では「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」については開示対象外としている反面、31項では「第三者との取引と同等な条件」は開示を省略できないとなっている。この「取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引」と「第三者との取引と同等な条件」を区別する判断基準が不明瞭であるため、明示して頂きたい。

適用指針第7項(2) 関連当事者が個人である場合に「職業」の開示は省略してよいと考えます。個人のプライベートな事まで開示する事には問題があると思われるためです。

貸倒懸念債権等の取り扱い

会計基準第10項(8)、第36項、適用指針第8項において、関連当事者との取引による貸倒懸念債権、破産更生債権等に関する情報については、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる、と一定の配慮が認められていますが、指摘にあるように信用不安発生の懸念をいたずらに誘発することのないよう、より慎重・的確な対応が求められると考えます。したがって、「関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる」という「できる」規定ではなく、種類ごとの開示を原則とし、適用指針の設例(「1.関連当事者との取引」-(2)関連会社等)においても、個別会社毎の具体的な開示例とはせずに、種類ごとの開示例を提示していただきたい。

適用指針第15項では、関連当事者が法人である場合の、開示対象となる取引に関する重要性基準が記載されているが、貸倒懸念債権及び破産更正債権等に係る情報については、重要性基準が記載されていないため記載していただきたい。

関連当事者の存在に関する開示について

会計基準第11項(2)、第38項及び適用指針第11項では、重要な関連会社について要約財務諸表の開示が求められておりますが、開示に当たっての基準日等の取り決めが必要ではないかと考えます。

開示取引の重要性判断基準について

重要性の判断基準において、適用指針第15項(1) 営業外収益、営業外費用 特別利益、特別損失で開示対象となる場合であっても、その取引総額が、「税金等調整前当期純損益」

または「最近5年間の平均の税金等調整前当期純損益」の10%以下となる場合には、開示を要しない、としており選択することとなっていますが、その際に「税金等調整前当期純損益」または「最近5年間の平均の税金等調整前当期純損益」のいずれか小さい方と比べるのか、大きい方と比べるのか明確ではないので、記載をより明確に明示するのが適当と考えます。

その他

米国基準採用会社の取り扱い

米国会計基準等の国際的な会計基準を採用している会社が会社法の要請に沿った関連当事者の開示を行う際に追加の開示作業等が生じないように（＝米基準による開示形式がそのまま営業報告書に使える等）各方面に配慮を求めてゆく必要があると考えます。

以上